

# 岩見沢市コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例の概要

## 第1 改正の趣旨

物価高騰の影響等に対応するため、コミュニティプラザの使用料の改定を行う。

## 第2 改正の内容

コミュニティプラザの使用料を次のとおり改正する。

- (1) 一般使用及び営利又は営業目的の使用に係る一日の使用区分の廃止
- (2) 一般使用及び営利又は営業目的の使用に係る一時間当たりの使用料の改正
- (3) 使用区分に市民及び市民以外の区分を設定する。

## 第3 施行期日

令和8年4月1日

# 岩見沢市条例第54号

岩見沢市コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

## 岩見沢市コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例

岩見沢市コミュニティプラザ条例（平成6年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条、第19条関係）

### 使用料

種別 区分	一般使用		営利又は営業目的の使用
	1時間につき		1時間につき
	市民	市民以外	
多目的ホールA	2,550円	3,200円	一般使用（市民以外）の 金額の10割増しとする。
多目的ホールB	1,150円	1,450円	
多目的ホールC	1,100円	1,400円	
会議室A	750円	950円	
会議室B	1,150円	1,450円	

### 備考

1 1時間未満は、1時間として計算する。なお、準備時間及び整理時間は、使用時間に含める。

2 許可された使用時間を超えて引き続き使用する場合は、運営に支障が

ないと認める場合に限り、閉館時間を超えない範囲で使用時間の延長を許可することができる。この場合の使用料は、各区分の使用料とする。

3 冬期加算料は、11月1日から翌年4月30日までとし、この場合の加算料は一般使用料の8割とする。ただし、期間外においても暖房を使用する場合は、加算料を徴収する。

4 その他の施設の使用料は、岩見沢市公有財産規則（昭和44年規則第10号）の規定を適用する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市コミュニティプラザ条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。